特別養護老人ホームやすらぎ園

「指定介護老人福祉施設」

重　要　事　項　説　明　書

（兵庫県指定・事業者番号 2871400152）

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

（1）法人名　　社会福祉法人　丹南厚生会
（2）法人所在地　　兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪 833 番地 3
（3）電話番号及びＦＡＸ番号　　TEL 079-594-3333 FAX 079-594-0909
（4）代表者氏名　　芝　　拓　哉
（5）設立年月日　　平成 4 年 12 月 4 日

2. ご利用施設の概要

（1）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　3 階建
（2）建物の延べ床面積　　2,866.48 ㎡
（3）併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定数等
ユニット型介護老人福祉施設	有	30 人
地域密着型通所介護	有	18 人
介護予防・日常生活支援総合事業	有	
短期入所生活介護	有	12 人
介護予防短期入所生活介護	有	
居宅介護支援事業	有	

3. ご利用施設

（1）施設の種類　　指定介護老人福祉施設・平成 12 年 4 月 1 日指定
（2）施設の目的　　指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室及び共有施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
（3）施設の名称　　特別養護老人ホームやすらぎ園
（4）施設の所在地　　兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪 833 番地 3
（5）電話番号及びＦＡＸ番号　　TEL 079-594-3333 FAX 079-594-0909
（6）施設長氏名　　谷　口　　弘
（7）当施設の運営方針　　○利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定福祉サービスを提供します。

○明るく楽しい雰囲気づくりに努め、家庭・地域との交流を重視した運営をします。

（8）開設年月日　　平成 4 年 12 月 4 日

（9）入所定員　　58 人

4. 施設利用対象者

（1）当施設に入所できるのは、原則として介護認定審査の結果「要介護３」以上と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であって、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

（2）入所契約の締結前に、感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

①施設サービス計画の原案を作成します。

↓

②施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③施設サービス計画は、6 ヶ月に 1 回位、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

↓

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

但し、ご契約者の心身の状況や空き部屋の状況によりご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室　数	設　　備
個　　室	10 室	12.3 ㎡
4 人部屋	15 室	1 室　34.3 ㎡　　8.5 ㎡
合　　計	25 室	
食　　堂	1 室	141.2 ㎡

デイルーム	2 室	65.5 ㎡
浴　　室	2 室	67.8 ㎡　機械浴・特殊浴槽各 1 台
医務室・看護婦室・静養室	3 室	60.4 ㎡
機能訓練室	1 室	84.7 ㎡

7. 職員の配置状況

＜主な職員の配置状況＞　※併設短期含む

職　　種	基準人員
施設長（管理者）	1　名
生活相談員	1　名
介護、看護職員	２４名（内看護職員 3 名）
機能訓練指導員	1　名（兼務）
介護支援専門員	1　名
医師（嘱託）	1　名
管理栄養士	1　名

＜主な職種の勤務体制＞

職　　種	勤　　務　　体　　制
1. 医師（嘱託）	毎週火曜日又は土曜日　15：00～17：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 早出　6：20～15：20　2 名 中出　7：20～16：20　1 名 日勤　9：00～18：00　5 名 遅出　11：00～20：00　2 名 夜勤　16：00～翌 10：00　3 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 日勤　8：30～　17：30　2 名 遅出　9：30～　18：20　1 名

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

＜サービスの概要＞

①入　浴

・入浴又は清拭を週２回行います。

・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排　泄

・排泄の自立を促すためご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行います。

④その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（1 日あたり）＞

別紙 1 の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じた介護サービス費から介護保険給付を除いた自己負担額と居住費及び食費の合計金額をお支払いください。
サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

※各市町への申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、居住費、食費が証に記載の限度額が適用されます。
※入所した日から 30 日間は初期加算が加算されます。
※医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合、療養食加算が加算されます。
※入所者が病院等への入院をした場合、及び居宅への外泊をされた場合は、1 月に 6 日を限度として外泊時加算が算定されます。
※医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された方について、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合、原則として死亡日前 45 日間に限り看取り介護加算が加算されます。(施設の看護体制により取得の変動あり)
※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
※一時外泊について（契約書第 23 条参照）は、外泊期間中に全食とらない日数分の食事に係る負担額は利用料金から差し引きます。

(2) その他介護保険の給付対象とならないサービス

＜サービスの概要と利用料金＞

① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。
利用料金：居室に係る料金は、別紙料金表を参照。

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

食事時間　朝食：　７：４５～　８：３０
　　昼食：１２：００～１３：００
　　夕食：１７：４５～１８：３０

利用料金：1 日あたり 1,730 円

③特別な食事・飲み物（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・飲み物を外部から購入又は提供した場合。
利用料金：要した費用の実費

④美容・理髪サービス

月に 2 回、理美容師の出張による美容・理髪サービス（カット、顔剃、パーマ、毛染め等）をご利用いただけます。
利用料金：業者の定める費用

⑤預かり品の管理

貴重品預かりサービスをご利用いただきます。

○お預かりするもの：各保険証類および依頼を受けた貴重品

○原則無料とします

⑥契約者の移送に係る費用

ご契約者の外泊時の移送サービスを行います。

利用料金：車使用料・燃料費を考慮して下記の計算式となります。

〔@50 円×走行距離（㎞）〕で計算した金額

（3）利用料金のお支払い方法

別表の利用料金、及び前項の料金は月ごとに計算し翌月 27 日に以下の方法でお支払い頂きます。

※月の途中での退所の場合は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

○指定金融機関口座からの引き落とし

（4）入所中の医療の提供について

嘱託医医療機関

医療機関の名称	西井クリニック
所　在　地	兵庫県丹波篠山市波賀野新田 135

協力医療機関

医療機関の名称	ささやま医療センター
所　在　地	兵庫県丹波篠山市黒岡 5

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合

②事業者が解散した場合、やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合

③施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

④施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）契約者から退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①契約者が入院された場合

②事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施し

ない場合
③事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
④事業者もしくは職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑤他のご利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切対応をとらなかった場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）
①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者または職員もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為又は禁止事項を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ご契約者その家族の行動が他の利用者や職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
⑤ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

※病院等に入院された場合の対応について
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1か月に 6 日以内の短期入院の場合は、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院について、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

尚、短期入所の期間内は、サービス利用料金表の短期入所の利用料金をご負担いただきます。

※ 入院中の利用料金については、入・退院日を除く 6 日間は、外泊時加算分と居住費をお支払いいただきます。

尚、上記期間中に於いて、ご契約者、ご家族の同意を得て、ベッドを緊急の短期入所利用者に使用する場合は、その期間の利用料は頂きません。

以降の入院期間中については、居住費と利用料はいただきません。

③3 ケ月以内の退院が見込まれない場合

3 ケ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、ご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○居宅介護支援事業者の紹介
○病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
○その他保健医療サ―ビス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、ご契約者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、この限りではありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えております。

(3) 身元引受人は、ご契約者のご利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置物の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、あらたな身元引受人を立てていただくことになります。

11. 苦情の受付について

(1) 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情がある時は、事業所・市町村、又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

(2) 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。又、事業者は利用者が苦情を申し立てたことを理由として、いかなる不利益な扱いもいたしません。

(3) 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

（イ）利用者や職員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

（ロ）苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

（ハ）利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を説明します。

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

（１）苦情受付窓口（やすらぎ園　TEL　079（594）3333）

生活相談員　　川水　マリア

受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　10：00～16：00

（２）その他の苦情受付機関

・兵庫県国民健康保険団体連合会　　神戸市中央区三宮１丁目９番 1-1081 号

TEL　078（332）5617　　FAX　078（332）5650

受付時間　　9：00～17：00（月～金）

・丹波篠山市長寿福祉課　介護保険係　　丹波篠山市北新町４１

TEL　079（552）6928　　FAX　079（554）2332

12. サービス提供における事業者の義務

①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご家族に相談をし、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑦事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、別紙に記載するもの以外は原則として持ち込むことができません。

その他に、特に持ち込み希望の物がありましたらご相談ください。

（2）面会

面会時間　10：00～15：00（感染症等の影響により制限を行う場合あり）

来訪者は、必ず事務所窓口に届け出てください。

なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みは介護職員又は窓口でご相談ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、2 日前にお申し出ください。
緊急な場合はこの限りではありません。
（一月の外泊は入退所日を除く 6 日が限度となります。）

(4) 施設・設備の使用上の注意・並びに禁止事項

○居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
○故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内では喫煙できません。

14. カスタマーハラスメントに対する事業所の姿勢について

当施設では、すべての入所者に安心して共同生活を送っていただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、入所者や家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を著しく害するおそれのある行為、および他の入所者の安全なサービス利用や平穏な共同生活を妨げる行為を「カスタマーハラスメント」と定義し、法人として組織的に対応します。

(1) 対象となる具体的な行為

①職員や他の入所者に対する威迫・恫喝・侮辱・差別的な発言、人格や尊厳を傷つける言動
②合理的範囲を超える対応の強要、不当かつ執拗なクレーム
③暴力的な行為、脅迫、または施設内の物品を叩く・損壊するなどの行為
④施設敷地内または外出・外泊・受診時等における長時間の拘束、居座り、罵倒
⑤謝罪や土下座の強要
⑥SNS・インターネット等を通じた、施設や職員に対する誹謗中傷の投稿

(2) ハラスメント行為への対応

これらの行為が認められた場合には、対応職員の変更や複数名での対応、面会場所や時間の制限等、法人による組織的対応を行います。また、安全なサービス提供や平穏な共同生活の維持が困難と判断した場合は、施設内における生活フロアや居室の変更、または外出・外泊の制限等の見直しをご相談させていただきます。

上記の見直しや改善への申し入れを行っても改善が見られない場合、または他の入所者・職員の生命や身体の安全が脅かされる場合は、行政等の関係機関と連携して次の受け入れ先への引き継ぎ調整を行った上で、退所手続き（または契約解除）を進めさせていただくことがあります。

(3) 認知症の症状に起因する言動への配慮

入所者の言動が認知症の症状によるものと判断される場合は、直ちにハラスメントとみなさず、専門的視点に基づき対応します。

この場合、嘱託医や介護支援専門員および多職種間と連携し、施設サービス計画の見直し、対応方針の工夫、生活環境の調整、医療的対応の確認など、症状の軽減と安定した施設生活の継続に向けた取り組みを優先して行います。

その上で、他の入所者や職員の生命・身体の安全が引き続き脅かされる場合や、施設内での安全なサービス提供・適切な対応が著しく困難となった場合には、他機関・他施設への転所や退所についてご相談（または手続き）をさせていただくことがあります。

(4) 外部機関との連携

必要に応じて、警察や弁護士などの外部機関と連携し、法的対応を含めた厳正な措置を行います。なお、施設の介護サービスや運営に関する「ご意見・ご要望・苦情」につきましては、所定の窓口にてご相談ください。

15. 事故発生時の対応

事業者は、ご契約者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害賠償については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和　　年　　月　　日

〔事業者〕欄

当施設・指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

施設名称　特別養護老人ホームやすらぎ園

説明者（署名）　　㊞

〔契約者兼入所者〕欄

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意しサービスの提供開始に同意します。

契約者兼入所者　　住　所

氏　名　　㊞

身元引受人　住　所

氏　名　　㊞

（契約者との続柄：　　）

〔署名代行者〕欄

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名代行します。

署名代行者　住　所

氏　名　　㊞

（契約者との続柄：　　）